

“リバーフレンドシップ” 同意書調印式

静岡県では、県が管理する河川を対象に、除草等の美化活動に奉仕していただける団体の皆様と市町と県との三者で、「リバーフレンドシップ制度」に基づく同意書を締結しています。

この制度は、団体の活動に対して、県と市町が活動に必要な物品を支給したり、収集した草やゴミの処分に協力するなどの支援を行なう“協働”の制度で、全県で推進しているものです。

この度、島田土木事務所では、二級河川瀬戸川について

“藤枝市青島第12自治会”

の皆様と新たに河川の美化活動を協働で実施することに合意し、去る平成24年9月25日に藤枝市役所において、同意書に調印しました。

当日は、藤枝市青島第12自治会の代表として、自治会長の青島様に代わり副会長の野中様が出席され、リバーフレンドへの参加に至るまでの経緯と今後の抱負を述べられました。

県からも、今回締結した同意書の趣旨に沿って草刈機などの物品をお渡しし、早速活動の支援をさせていただきました。

今回の同意書の調印により、当事務所管内のリバーフレンドは112団体(県下全体で330団体)となりましたが、今回のような地域ボランティアのほか、企業等の皆様の参加も増え始めています。

今後、これらがさらに拡大し、ますます協働の輪が広がることを期待しています。

>>> “リバーフレンドシップ同意書調印式”の様子



渡邊土木事務所長の挨拶では、新たな団体に対する感謝の意と、作業時の体調管理等のお願いを申し上げました。



藤枝市の北村市長からは、リバーフレンドシップを始めとする協働の取組みを施策として推進している旨の紹介がありました。



同意書を掲げて記念撮影です。奥に見えるのは、当日お渡しした草刈機です。団体の皆様、よろしくお願いいたします。